

開講年度・学期	2017年度・通年	授業形態	演習
科目名	専門演習（憲法）	科目ナンバー	JASEM3303
英語表記	Seminar on Constitutional Law	担当教員	阿部 和文
単位数	4		
<b>科目の主題</b>			
憲法判例研究			
<b>授業の到達目標</b>			
我が国の最高裁判決および下級審判決を素材として、これまでに実務が積み重ねてきた憲法解釈のありかたを検討し、その議論が説得的であるかどうか、異なる考え方としてどのようなものがあるか、を考える。憲法第1部・第2部との関係では、これらの授業で習得した基本的な知識や考え方が、社会の具体的な事件に対してどのように適用されているか（又は、すべきか）を学ぶという意味がある。			
<b>授業内容・授業計画</b>			
<p>基本的には、毎回一件の判決を素材として取り上げ、担当者による報告の後、参加者全員による討論を行う。素材とする判決は、参加者が自身の興味関心に応じて自由に選ぶものとする。教材（下記）に挙げた『憲法判例百選』から選ぶのを原則とするが、特にそれにはこだわらない（百選に掲載されていない判決にも、重要な意味を持つものは数多く存在する）。</p> <p>報告・討論においては、第一審から上告審までの判決だけでなく、上告審判決に付された個別意見、上告理由、事件に関連する法制度、同じ問題に対する学説の動向、事件の背景と判決の影響、等の視点を総動員しつつ、判例やその背後にある憲法問題と向き合ってもらいたい。</p> <p>なお、授業時間を延長して行うのが常態となるので、留意しておくこと。</p>			
<b>事前・事後学習の内容</b>			
報告の担当者だけでなく、参加者は全員、事前に少なくとも判決の全文（個別意見を含めて）を通読して、事案と判決の理由づけを理解する必要がある。そのうえで、百選解説や他の文献等も参照しながら、判決の当否について自分なりの考えを練り上げておくことが求められる。			
<b>評価方法</b>			
平常点のみによる。なお、出席要件については各自履修規程などを参照すること。			
<b>受講生へのコメント</b>			
判決の文章は、大抵は読みづらく、議論の内容も明瞭でないことが多い。慣れない人は苦勞すると思われるが、およそ実定法を学ぶ上では不可欠の訓練として取り組んでほしい。また、判決に対する解釈や評価も確定していない場合が多いので、既存の学説上の評価と距離をおいて読むことも重要である。			
<b>教材</b>			
『憲法判例百選 I・II 第六版』（有斐閣、2013年）			
<b>その他</b>			
<b>履修可能最低年次</b>			
3年次生以上			